該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
	(1) 国内法規制及び国際的な枠組みに基づいた、原子力の平和利用を担保す る取組の推進		
	原子力委員会及び文部科学省等は、我が国における原子力の平和利用	内閣府	プルトニウム利用の透明性の確保に資するため、「我が国のプルトニウム管理状況」の
	を担保する取組に関する情報について、透明性を確保し、国内外に効果	(原子力委)	取りまとめ、原子力委員会定例会及び原子力白書にて公表を行うとともに、外務省を通
	的に公開していくべきである。また、文部科学省、(財)核物質管理センタ		じてIAEAに報告している。また、事業者より、回収プルトニウムの利用計画についての
	一及び事業者等は、この取組の中心となる保障措置活動が効果的にし		報告を受け、その計画の妥当性について原子力委員会より見解を発表している。これら
	かも効率的に行われるよう、特にその質の向上に配慮しつつ、IAEAとも		の活動を今後も継続して実施していく予定である。
	連携して、継続的に改善活動を推進していくべきである。		
(2) 国	(2) 国民への情報発信及び国内関係者間の意識共有		
	国民の多くが原子力の平和利用を担保するための具体的な枠組みや取	内閣府	原子力委員会定例会において、我が国の保障措置活動についての報告を受けるととも
	組についてはほとんど知らない現実を踏まえて、原子力委員会等の行政	(原子力委)	に、その資料等を原子力委員会ウェブサイト上で公開している。
	機関及び事業者等は、手段を工夫して、これらの枠組みや取組とその重		
	要性に関して国民との相互理解活動を進めていくべきである。また、事業		
	者等においては、保障措置活動が有する重要性の認識等を事業所の従		
	事者及び関係者の間で共有する取組を経営のトップが行って、平和利用		
	に関する組織文化を醸成していくべきである。		
(3) 国	際社会に対する発信		
	国際社会には我が国における原子力の利用が平和目的に限定されてい	外務省	我が国は、核不拡散体制の基礎である核兵器不拡散条約(NPT)の維持・強化を極め
	ることに関して国際社会に誤解が生じないように、国は、外務省を中心		て重視するとともに、30年近くにわたりIAEA保障措置協定を誠実に履行し、高い透明
	に、我が国が核不拡散の維持・強化に向けて国際約束を厳守し取り組ん		性をもって国際社会の信頼を得つつ、原子力の平和的利用を推進しており、我が国にお
	でいることを、今後とも一層積極的に対外発信していくとともに、我が国		いて、2004年6月以降、保障措置下におかれた核物質の転用を示す兆候、未申告の
	の取組に関して誤解があれば迅速かつ明確に正していくべきである。		核物質及び原子力活動を示す兆候もないとの結論をIAEAより得ている。我が国が、こ
	また、事業者、学術機関、民間団体等は、原子力の平和利用に関して、		のようにNPTを重視し、その維持強化に取り組んでいることについては、毎年9月に開

#### 資料第1-7号

様式3-2

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
	海外の一般国民に対する草の根活動や同業者レベルで共通認識を形成		催されるIAEA総会及びほぼ毎年春に開催されるNPT関連会議(運用検討会議及び準
	する活動などに取組み、海外との原子力平和利用に関する多層の相互		備委員会)を含む国際場裡における演説や発言等を通じて積極的に対外発信してい
	学習ネットワークを構築し、維持していくことに努めるべきである。		る。特に、本年7月の北海道洞爺湖サミットにおいては、我が国は、議長国としてNPTの
			三本柱(不拡散、原子力の平和的利用及び軍縮)すべてに対する完全なコミットの再確
			認を含む政治文書の発出を行い、核不拡散体制の強化に向けた有意義なメッセージを
			国際社会に発信した。また、我が国は、軍縮・不拡散問題に関し、主要国との間で二国
			間協議を開催し、各国と密接な意見交換を行っているが、そのような機会を利用して我
			が国がNPTを基礎とする核不拡散の維持・強化を重視していることを積極的に伝えてい
			る。さらに、軍縮不拡散白書英語版の発刊や外務省ホームページ等の広報媒体を通じ
			ても我が国の核不拡散政策について積極的な対外発信を行っている。我が国としては
			引き続き我が国の原子力の平和利用について国際社会において誤解が生じないよう対
			外発信に積極的に取組む方針。
(4) プルト	- 二ウム利用に関する透明性の確保		
	内閣府、文部科学省及び経済産業省並びに事業者等は、プルトニウム	内閣府	上記(1)参照。
	の管理状況や利用計画についての国の内外に対する情報発信を、透明	(原子力委)	
	性の確保と分かりやすさの観点から絶えず改良しつつ、着実に進めてい	外務省	我が国のプルトニウム利用が厳に平和の目的に限られることについての内外の理解と
	くべきである。		信頼の一層の向上を図るため、プルトニウムを含む核物質につき 1991 年より原子力白
			書において公表するとともに、プルトニウム管理指針の国際的な検討が開始された1994
			年からは同白書において特にプルトニウム保有量についても公表し、プルトニウム管理
			指針に基づき、毎年、我が国のプルトニウム保有量をIAEAに報告している。また、プル
			トニウム管理指針に関する関係国会合に出席することを通じ、我が国のプルトニウム利
			用が厳に平和の目的に限られることに関する説明を行い、国際社会の理解増進に努め
			ている。

資 料 第 1 − 7 号 **様式3−2** 

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
(5) 国際	社会と協調した核不拡散・核軍縮の取組		
	我が国や国際社会の努力にもかかわらず新たな核拡散の懸念が生じて	内閣府	「国際的な核不拡散体制強化に関する制度整備構想の調査」に関する委託研究を実施
	いることや、今後世界的に原子力発電の拡大が見込まれることから、国	(原子力委)	し、その結果を踏まえ、核燃料供給保障に関する国際的な議論において、日本独自の
	は外務省を中心に、国際社会の核不拡散体制の維持・強化を目指す取		提案(IAEA INFCIRC683)を行っている。
	組を引き続き推進するとともに、一層効果的で効率的な核不拡散のため		IAEA において核物質防護に関する IAEA ガイドライン(INFCIRC225)改訂を含む核セキ
	の国際的取組やルールの形成活動に積極的に関わっていくべきである。		ュリティ関係文書策定の議論が行われているところ、関係省庁との連絡会を設け、対処
	:   本年4月に公表された「日米原子カエネルギー共同行動計画」を踏まえ、		方針等の議論を行い、日本として改訂作業に積極的に参加している。また、核セキュリ
	「国際原子カエネルギー・パートナーシップ」におけるこの観点からの研		ティ関係文書策定を受けた我が国の核物質防護に関する基本的な考え方等を原子力
	究開発協力等も推進するべきである。		防護専門部会において検討する予定である。
	また、核セキュリティに対する国際的懸念の高まりを踏まえて、関係機関	外務省	我が国は、唯一の被爆国として、NPTを基礎とする国際的な核不拡散体制の維持・強
	は核物質防護対策や核セキュリティ対策を強化する新たな国際的な取組		化に積極的に取り組んでいる。特に、本年7月のG8北海道洞爺湖サミットにおいては、
	・ ┊にも積極的な対応を行っていくべきである。経済産業省は、この観点か		我が国は議長国として不拡散を重要項目の一つとして取扱い、 核軍縮・不拡散体制の
	ら、核拡散につながる民生技術の転用や迂回輸出を防止するために、諸		維持・強化にかかる具体策を含むサミット成果文書の発出に貢献した。その他、我が国
	外国・地域との協力を一層強化し、効果的で効率的な輸出管理を行って		の最近の取組として、核軍縮に関しては、核廃絶への具体的な道筋を示した核廃絶決
	いくべきである。		議の国連総会への提出、包括的核実験禁止条約(CTBT)の早期発効に向けた働きか
			け、軍縮会議への我が国のハイレベル代表の派遣を通じた兵器用核分裂性物質禁止
			条約(カットオフ条約)の早期交渉開始への働きかけを実施した。NPT運用検討プロセ
			スについては、昨年の2010年NPT運用検討会議第1回準備委員会において我が国の
			天野ウィーン代表部大使が議長を務め、会議の成功に多大な貢献を行った。また、IAE
			A保障措置の強化にかかる取組に関しては、我が国はこれまで、ベトナムをはじめとす
			る関係国に対し、IAEA等と協力して、国際的な核不拡散体制強化に資する追加議定書
			締結に向け、人的・財政的支援を実施している。また、アジア各国の輸出管理体制を強
			化する目的で、アジア輸出管理セミナーやアジア不拡散協議(ASTOP)を主催している

資 料 第 1 − 7 号 **様式3−2** 

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
			ことも核不拡散体制強化の一助となっている。また、最近国際社会で関心が高まってい
			る核燃料供給保証については、我が国はIAEA核燃料供給登録システムにかかる独自
			提案を提出し、国際的な議論に積極的に参加している。さらに、国際的核セキュリテ
			ィ対策強化に関しては、IAEA が核セキュリティ基金を通じて実施している活動に
			対する資金的・技術的な貢献、平成18年7月に米露両大統領により提唱された「核
			テロリズムに対抗するためのグローバル・イニシアティブ」の活動への積極的な参
			加、カザフスタン等に対する核セキュリティ強化支援推進等を行ってきている。国
			際原子カエネルギー・パートナーシップ(GNEP)については、関係国との意見調整
			を積極的に行い、平成 19 年 9 月の参加国拡大による国際的な体制の確立に貢献す
			るとともに、核燃料サービスWG及び基盤整備WGに積極的に参加している。平和
			利用に限定した包括的な二国間原子力協定に関しては、ロシア及びカザフスタンと
			の間で締結交渉を継続しているほか、現在までに締結した二国間原子力協定に基づ
			き、原子力関連品目及び技術の移転等を行っている。我が国としては、核不拡散体制
			の維持・強化に向けて引き続きこのような努力を継続していく考え。
(6) 核不	拡散への取組基盤の充実に向けた知識経営、人材の育成、関連技術		
開発	等への取組		
	外務省、文部科学省、経済産業省、事業者及び研究機関等の関係者は	外務省	核不拡散への取組のための知的・人的基盤整備に向けた取組として、日本国際問題研
	連携して、核不拡散の取組を進めるために重要な知識経営、人材の育		究所軍縮不拡散センターを通じた軍縮不拡散に関する研究、米国のシンクタンクとの意
	成、技術開発を進めるべきである。それぞれの組織は、これらの取組を		見交換、軍縮不拡散問題講座の開催及びCTBT国内運用体制の整備を実施したほか、
	効果的に推進する観点から、大学との連携を強化するとともに、人材の		軍縮不拡散教育の文脈で国連軍縮フェローシップによる若手外交官の招聘や軍縮教育
	相互交流、国際機関への人材派遣等を進め、多面的で国際的な情報ネ		家の招聘を実施した。また、国際原子力機関や包括的核実験禁止機関準備委員会へ
	ットワークの構築・維持を目指すべきである。		の職員の派遣、大学等の関連機関への講師派遣、セミナー等の開催を通じた内外の専
	また、文部科学省は、(独)日本原子力研究開発機構や(財)核物質管理		門家・研究者間の人材の相互交流 国際的なネットワークの構築に努力している。今後

資 料 第 1 − 7 号 **様式3−2** 

該当箇所	記載事項	関係省庁	対応状況及び今後の予定
	センターが既存技術を不断に見直すことにより、効果的かつ効率的な保		もこのような取組を通じて核不拡散への取組の基盤強化に向けて努力。
	障措置活動のための技術や手法の研究開発課題を同定し、これを着実		
	に推進していくようにするべきである。さらに、事業者、研究機関、関係学		
	会などが連携して、保障措置技術の根幹をなす標準核物質が安定的に		
	供給される体制を検討することも含めて、この分野の国際標準を充実す		
	る活動を強化するべきである。		